

政策法務ニュースレター

・ ……現場の課題を解決するルールを創造するために……

2008.5.30 VOI.5-1

本号の内容

政策法務主任が配置されました！
受けやすくなりました！ 政策法務研修
千葉県行政手続条例の一部改正の本格施行
公益法人制度改革について（法律の施行に向けて）

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務主任が配置されました！

地方分権改革が進展する中、本県の実情に即した行政課題の解決を図るため、条例等の自主立法、法令等の自主解釈、戦略的な争訟対応などの「政策法務」を全庁的に一層推進することが求められています。

そこで、本年度から政策法務主任を配置し、各課等が政策法務の視点で行政課題の解決を図るに当たり、その支援を一層充実させます。

**「政策法務主任」… 各部の主管課（政策室）に1名配置（政策法務課兼務職員）
（教育庁教育総務課、警察本部警務課にも同様の職員を配置）**

政策法務主任は、全庁的な政策法務の推進を支援するための取組を行いますが、当面の主な業務は以下のとおりです。

1 政策法務重要案件等への対応

政策法務重要案件等（条例等の立法、法令等の解釈・運用、争訟などについて県独自の対応や組織横断的な対応が必要とされる案件）について、各課等と政策法務課（政策法務担当グループ）との間の連絡調整を行うとともに、政策法務担当グループと連携して、各課等が行う政策法務の実践を支援します。

2 政策法務相談への対応

政策法務の視点で解決を必要とする個別具体的な案件について、各課等と政策法務担当グループとの間の連絡調整を行うとともに、政策法務担当グループと連携して、各課等からの相談に対応します。

3 政策法務委員の職務の補助等

政策法務委員（各部の次長等）の職務を補助するほか、組織横断的な政策法務の視点による対応を図るため、部間・部内又は政策法務担当グループとの連絡調整を行うとともに、政策法務担当グループと連携して、政策法務に関連する情報の収集・共有などを行います。

ホームページでバックナンバーを見ることができます

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunso/seinhou/letter/

受けやすくなりました!

政策法務研修【平成20年度】

千葉県職員の皆さん！今年度も、政策法務研修が始まります。ここでは、パワーアップ研修として実施する「超入門」「解釈・運用」「チャート化で学ぶ立法」の3コースについて、紹介します。研修日程を短縮しましたので、より受けやすくなりました。もちろん、内容は充実しています。なお、千葉県政策法務課では、このほかにも、新採職員研修、基本研修や市町村職員向け研修など、様々な政策法務研修を行っています。

概要！

パワーアップ研修(3コース)

政策法務(超入門)

7月31日(木)【1日】 定員 30名

法令の自主解釈及び条例等の立案に関する概論を学び、問題解決の手法としての政策法務の重要性を認識します。「政策法務って何だろう?」「難しそうだけど気になるなあ〜」…という方に、特におすすめです!

政策法務(解釈・運用)

9月26日(金)【1日】 定員 20名

法令の自主解釈・運用の基本的考え方を学び、県民志向に立った法令の自主解釈ができるようになることを目指します。「マニュアルどおりはいけないの?」「法令解釈は国がするもの」…という方に、特におすすめです!

政策法務(チャート化で学ぶ立法)

11月18日(火)25日(火)【2日】 定員 20名

自主立法の基本的考え方を学び、条例をチャート化によって立案設計できるようになることを目指します。「どうやって条例をつくるんだろう?」「条例をつくることになるかも」…という方に、特におすすめです!

特徴！

千葉県の政策法務研修

「講義」と「演習」です。講義では、政策法務とは何かについて、その必要性も含めて、わかりやすく解説します。演習では、グループで楽しみながら議論をし、いつの間にか政策法務の世界へ誘われていることでしょう。

もちろん学んでみたいコースを選んで受講できますが、3コース併せて受講することで、より理解が深まります。

コラム ~ 新採職員研修 ~

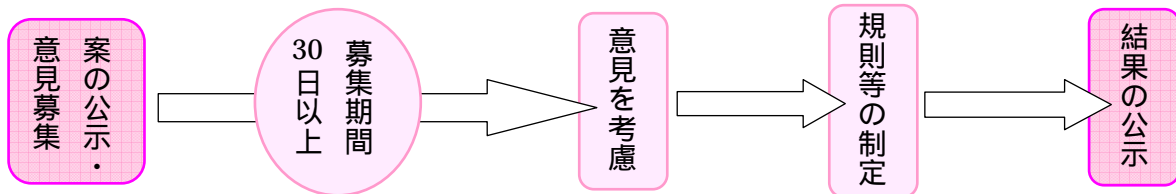
4月、229名の新規採用職員が、真剣に「政策法務」の講義を聴き、前向きに演習に取り組みました。「難しい」「固い」といった「政策法務」のイメージが、「身近な問題」「柔軟な視点」といったイメージに変わりました。今後、本県の行政課題を解決するに当たり、心強いパートナーが増えました。

千葉県行政手続条例の一部改正の本格施行

～ 規則等の制定・改廃に当たっては、意見公募手続が必要となります！！ ～

経過措置の期間が終了し、平成20年5月31日以降に規則等を制定・改廃する場合には、意見公募手続が必要です。

1 意見公募手続の流れ



2 意見公募手続等の適用除外

1 意見公募手続の適用除外（その1）

条例の施行期日を定める規則、県の組織、予算・決算手続を定める規則等は、意見公募手続の適用除外となります。

2 意見公募手続の適用除外（その2）

緊急を要するもの、軽微な変更に係るものや金銭の納付（税等）に係るもの等については、意見公募手続の適用除外となります。

2の場合、意見公募手続は不要でも、『結果の公示』が必要となるので注意！！

参考

規則等とは具体的にはどのようなものか、その他意見公募手続の概要につきましては、**政策法務ニュースレターVol.4-3**をご覧ください。

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsho/seihou/letter/vol4-3/letter4-3.pdf)

また、千葉県ホームページの「県の組織としごと」「総務部」「総務課」「行政改革」「行政手続制度」「千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続（パブリックコメント手続）の概要」で、意見公募手続の概要が掲載されていますので、こちらもご参照ください。(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_soumu/gyokaku/gyote/gaiyou.html)

コラム ～ 2月議会で制定された条例～

良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進するため、県民等の良好な景観の形成に向けた取組を支援するための地域協定等の認定制度や知事と事業者が良好な景観の形成に向けた取組に関する協定制度等を備えた『千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例』が制定されました。

また、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため『千葉県観光立県の推進に関する条例』が制定されました。

公益法人制度改革について（法律の施行に向けて）

はじめに

公益法人制度改革関連3法が、平成20年12月1日から施行されます。このため、千葉県では千葉県公益認定等審議会（知事の附属機関）を6月に設置する予定です。

審議会の概要

構成	法律、会計又は公益法人活動に関して識見を有する者
人数	5名（条例の規定では、3名以上7名以内）
任期	2年
権限	公益社団・財団法人認定法及び整備法により、合議制の機関の権限とされた事項を処理します。

【Q】審議会の主な権限は、具体的にはどのようなものですか？

【A】 一般社団・財団法人による公益認定の申請に当たり、行政庁である知事から諮問を受け、申請内容が公益認定の基準に適合しているかどうかを判断し、答申します。（右図【公益認定の場合】参照）

また、公益認定を受けた公益社団・財団法人について、公益認定の基準に適合しているかどうかを調査するための報告徴収及び立入検査を行います。報告徴収及び立入検査の結果に基づき、行政庁である知事に必要な措置をとるべき旨の勧告を行います。

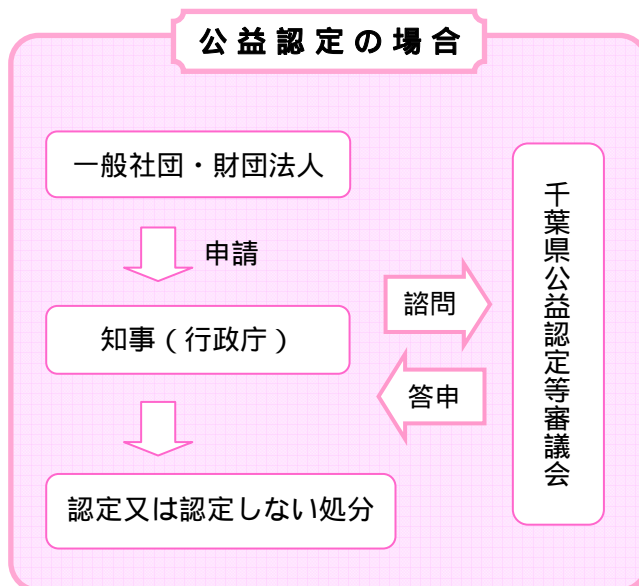
現行の民法第34条の公益法人については、公益社団・財団法人に移行する場合に移行認定の基準（公益認定の基準に適合していること等）に適合しているかどうかについて、また、一般社団・財団法人に移行する場合に移行認可の基準（公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれること等）に適合しているかどうかについて審議します。

【Q】審議会が、12月1日の法施行までに行うことは？

【A】 国では、公益認定等委員会において公益社団・財団法人認定法の運用指針を「公益認定等ガイドライン」として審議し、パブリックコメントを行ったうえで決定しました。

県の審議会としても、法施行に向けて所要の審議を行うこととなります。

なお、法施行後の公益法人の事務については、審議会での審議内容をふまえ、総務部政策法務課から説明会等を通じて案内する予定です。



参考URL：<http://www.cao.go.jp/picc/index.html>（公益認定等委員会）